

令和7年度からの変更点等について

各管理主体が、「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準」（平成13年5月31日付環水企第92号）の通知等に基づいて変更している。以下に、各測定主体別の変更箇所について記述する。

公共用水域

奈良県

(1) ローリング調査による調査地点の変更

調査項目：要監視項目（農薬・有機化合物18項目）

調査地点：令和8年度は立石橋、岩脇橋、宇賀志川流末、和田井堰（3年ローリング）

調査項目：底質（PCB）

調査地点：令和8年度は額田部高橋、秋篠川流末、里合橋、岡崎川流末、弋鳥橋

（3年ローリング）

(2) 測定回数の変更

調査項目：要監視項目（PFOS及びPFOA）

調査地点：芝、立石橋

調査回数：1回→2回

奈良市

変更なし

国土交通省

(1) ローリング調査による調査地点の変更

調査項目：健康項目（18項目）

調査地点：令和8年度は川原樋取水口（2年ローリング）

(2) 測定回数の変更

河川水質調査要領（参考資料4）に基づき見直し。

藤井：1,4-ジオキサン（2回→1回）

フェノール類、溶解性マンガン、クロム、n-ヘキサン抽出物質（0回→1回）

要監視項目（15項目）（0回→1回）

郡界橋：全亜鉛（4回→0回）

鉛（1回→2回）

地下水

奈良県

(1) 概況調査

ローリング調査による調査地点の変更（5年ローリング）

(2) 継続監視調査

調査地点

追加地点：天理市（H-12）硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

（令和7年度概況調査にて環境基準値を超えて検出されたため）

奈良市

(1) 概況調査

ローリング調査による調査地点の変更（5年ローリング）